

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく すずらん昭苑（日中一時支援事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 学校法人堀口学園が設置することも発達支援事業所すずらん昭苑（以下「事業所」という。）において実施する地域生活支援事業の日中一時支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害者及び障害児（以下「利用者」という。）並びに障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な日中一時支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1）名称 日中一時支援事業所すずらん昭苑
- （2）所在地 千葉県印旛郡酒々井町東酒々井1丁目1-105番地
及び 千葉県印旛郡酒々井町東酒々井1丁目1-361番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

- 第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、員数については、酒々井町が定める基準を下回らない範囲で変動することがある。
- （1）管理者 1人（常勤職員）
管理者は、従業者の管理、日中一時支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス提供職員 2人（常勤職員2人）

（営業日及び営業時間等）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前7時から午後7時までとする。
- （3）サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- （4）サービス提供時間は午前7時30分から午後6時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10人とする。

(サービスを提供する主たる対象者)

第7条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害児・者
- (2) 知的障害児・者
- (3) 精神障害児・者
- (4) 障害児（発達障害者支援法第2条2項に規定する発達障害の児童）
- (5) 難病等対象児・者

(事業の内容)

第8条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 身体等の介護
- (3) 健康管理
- (4) 利用者又は家族に対する相談及び援助
- (5) その他利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するために必要な保護又は支援

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第9条 日中一時支援を提供した際には、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、酒々井町が定める額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

(ア) 昼食 1食につき320円

(2) 日用品費の実費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

3 第二項の費用の額に係る日中一時支援の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該日中一時支援の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

4 第一項及び第二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。

(2) 他の利用者の迷惑にならないようにする。

(3) 利用者の「受給者証」の記載内容の変更があつた場合には、速やかに申し出る。

3 前項(3)号の申し出があつた場合、事業者は、当該利用者の「受給者証」の確認を行う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、地震その他の非常災害に備え、利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する日中一時支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行う。

(苦情解決)

第14条 提供した日中一時支援に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した日中一時支援に関し、酒々井町が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して酒々井町が行う調査に協力するとともに、酒々井町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者・障害児通所支援事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は事業者の計画に従い、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等の活用可)を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定及び設置
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) その他、虐待の防止等のため必要な措置

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業者は、日中一時支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第18条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者等に対する日中一時支援の提供に関する諸記録を整備し、当該日中一時支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 事業所は、日中一時支援の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人堀口学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

令和 8年 4月 1日 制定・施行

